

# 倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年2月19日(火) 13:03~16:01

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

井岡 正徳 委員長

山下 力 副委員長

大国 正博 委員

太田 敦 委員

浅川 清仁 委員

高柳 忠夫 委員

山本 進章 委員

川口 正志 委員

欠席委員 2名

田中 惟允 委員

岩田 国夫 委員

証人 3名

奈良県高田土木事務所 前所長 ●● ●●

奈良県高田土木事務所 前管理課長 ●● ●●

平野クレーン工業株式会社 総務部次長 ●● ●●

傍聴者 16名

議事

- (1) 提出記録について
- (2) 会議の運営について
- (3) 証人尋問について
- (4) 今後の調査の進め方について
- (5) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の欠席は岩田委員です。田中委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了承

解願います。

また、本日の傍聴者は7名です。

それでは、協議事項に入ります。

本委員会に付託された倉庫の無届け解体問題に関する事項について調査を行います。

はじめに、提出記録についてですが、前回の委員会で記録の提出を求めました資料をお手元に配付しております。お目通しいただきたいと思いますが、資料のうち資料番号2、3については非開示情報が含まれております。前回資料と同様の取り扱いとなりますので、ご留意くださるようお願い申し上げます。

次に、会議の運営についてですが、本日、証人尋問を行います。撮影については報道機関のみとし、記者席からの撮影とすることを第2回の委員会で決定をさせていただいておりますが、撮影方法は背後からの撮影とし、撮影時間は開会または再開からの証人の宣誓の前までとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにし、報道機関の皆様方、よろしくご協力をお願いします。

なお、録音についても人定尋問の際のプライバシーの問題もあることから、報道機関も含めまして許可しないことを第2回の委員会で決定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、本件について、高田土木事務所の当時の所長、同当時の管理課長、平野クレーン工業株式会社の代表者と同社担当者の以上4名より証言を求めることとしていますが、平野クレーン工業株式会社の代表者から欠席する旨の届け出が出ております。欠席の理由は、業務による出張のため不在となっております。地方自治法第100条第9項において、正当な理由なく出頭を拒否した場合、議会は告発しなければならないとなっておりますが、今回の欠席についてはやむを得ないものと考えられますので、正当な理由によるものとして判断してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、平野クレーン工業株式会社の代表者については、日を改めて証人尋問を行うこととします。

証人に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を質問します。これについてお手元に共通質問事項案を配付しておりますが、何かご意見ございませんか。概略で渡しておりますが、よろしいですか。よろしいですか、概略で質問事項を書いております

けども、若干の詳しい内容も含まれておりますけども、主にこの事項を質問したいと思っています。

委員会として、共通して質問する事項は、ただいまの案でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

しばらく休憩をしたいと思います。再開は午後1時30分。1時30分からと証人尋問を通告しておりますので……。

(「なんで今すぐしゃへんの」と呼ぶ者あり)

1時半と通告を相手にしていますので。そして、その次の質問もまた2時40分に、平野クレーン工業株式会社にも言うておりますので、2回休憩をとることになりますので、よろしくをお願いします。

しばらく休憩をいたしたいと思います。1時30分の開会といたします。

(「ちょっとこれから合理的にな、突然日を決めるわけやから」と呼ぶ者あり)

13:08分 休憩

13:31分 再開

○**井岡委員長** それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

証人、高田土木事務所の当時の所長、同当時の管理課長の入室を認めます。

(●●証人、●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項、またはこれらの者の名誉を害するべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、

弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が職務上知った事実であって、黙秘するべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれら正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めによりまして、証人の宣誓を求めます。

報道関係者の皆さんに申し上げますが、テレビカメラ、写真撮影はここまででありますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、全員ご起立願います。傍聴の方もご起立願います。

(全員起立)

まず、●●●●さん、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○●●証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成25年2月19日。証人、●●●●。

○井岡委員長 次に、●●●●さん、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○●●証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成25年2月19日。証人、●●●●。

○井岡委員長 ご着席願います。



も、委員長である私から最初に総括的に質問を行います。

まず、●●証人さんから質問をさせていただきます。

あなたは、平成23年4月から平成24年3月までの間、高田土木事務所所長の地位にありましたね。

○●●証人 はい、そのとおりでございます。

○井岡委員長 次に、平成23年5月16日付で平野クレーン工業株式会社から申請のあった道路工事施工を所長として承認しましたが、その処理を慎重に行われておれば、この無届けで行われた解体工事の問題は防げたのではないかと考えるところです。

そこでお尋ねするのですが、この承認の際、12項目の条件を付加しています。

委員の方々、85ページでございます。

その1番目に付加した条件である着工届も竣工届も提出されていませんでした。もちろん竣工検査もしていなかったと理解していいですか。余りにも無責任な行政ではありませんか、いかがですか。

○●●証人 私が高田土木事務所所長として在職したときに、その決裁をしました。

今、委員長から申されました12項目でございますけれども、道路法第24条の申請の許可条件として添付している内容のものだと思います。項目すべて、私覚えておりませんが、1つ目が竣工届、完了届の提出、完了時の検査、確認、それと道路使用に係る警察の許可を得ること、それと工事中の安全対策と、迂回路とか交通誘導員の設置ということが記載されておったと思います。

それで、当時の認識でございますけれども、竣工届、完了届等々の確認につきましては、担当課であります管理課で事務的に処理してくれていたという認識でございました。昨年度になりまして竣工届、完了届等が出ていないと聞きました。当時の所長といたしまして、指導監督の徹底ができていなかったということ、それと、私自身の認識といたしますか、状況の確認の不十分さ等は十分にあるかと思えます。そのことに対しまして深く反省しております。責任も感じておるところでございます。

○井岡委員長 次に、平成23年6月と7月に、県土木部技術管理課と高田土木事務所の担当者が株式会社山崎産業から無届け解体について事情聴取をし、所長としてその記録を見ておられますが、解体された3棟の建物の所有者はだれと認識されていたのでしょうか、また、それは何に基づいてそう認識されたのでしょうか。

○●●証人 高田土木事務所に在職中のときは、平野クレーン工業株式会社だと思ってお

りました。今は違う所有者ということで、済みません、前の所有者ということがそのときはわかりませんでした。申請書が平野クレーン工業株式会社ということで、そういう思い込みをしていたというような状況だと思います。

それで、前の所有者につきましては、昨年の建設委員会のときですけれども、そのときに聞きました。

○井岡委員長 次に、高田土木事務所で取り扱う道路法第24条申請と建設リサイクル法に基づく解体の届け出件数は年間どれくらいあるのですか、かなり多い件数だと思いますが、1,400平方メートルを超える大きな建物の解体や、間口14メートルにも及ぶ道路法第24条の申請もそんなに数多くある工事ではないと思うのです。あなたが道路法第24条申請に添付されていた位置図さえ見ていたら、必ず現場を精査しなければということになっていたのではありませんか。あの敷地から出入り口をつくるためには、県の道路法第24条に規定する承認工事の取り扱い要綱の第6条第2、車両出入り口の承認基準の(7)で明記されているとおり、敷地内に倉庫または自動車を保管する場所がどのように確保されているかの点検が先行すべきだということにはならないでしょうか、ご所見を伺います。

○●●証人 道路法第24条の申請が上がってきたときに、決裁の段階でございますけれども、書類を見ました。平面図がございました。写真が添付されておりました。それで、初めはちょっと壁かなと思ったのですけれども、少し高いということで建物だとそのときは思いました。そここのところを開口させるということですので、その建物が取り壊されるという認識はございました。

それで、そのときの状況でございますけれども、確認業務というのは写真で私はしたという状況でございます。

○井岡委員長 今の質問のところで、届け出件数は年間どれくらいあるのですかと、位置図さえ見ていたら、必ず現場を精査をしなければならぬということになったのではありませんかの質問の2つ抜けておりますので、答弁をお願いします。

○●●証人 数についてはわかりません。

それと、図面を見ておたらというところでございますけれども、道路法第24条のときに確かに図面はついておりました。道路のところ、その建物があるということもそのときにわかりました。以上です。

○井岡委員長 次に、あなたは県の建設リサイクル法無届け事案に係る事務処理調査委員

会の事情聴取に答えて、開けるところが建物のところにあるので、当然解体されるものとの認識があった、届け出は当然されるものということでも意識していなかったと述べています。しかし、県の調査委員会の聴取で管理係長は、民地内にどういう建物があるかということは一切考えていなかったと述べ、承認事務の起案をした職員は、建設リサイクル法について当時は課が違うので知らなかった、また、上司からも指示は特になかったと述べています。無届け解体を許していくすき間があったとするならばどこに責任があるのでしょうか、ご所見を伺います。

○●●証人 先ほど申しましたように、写真でそこに建物があると、道路法第24条の歩道の切り下げ分がそこに当たっておりましたので、取り壊しは行われるとの認識はございました。ただ、そのときの認識といたしましては、ああ、次にこの部分が取り壊されるのだという思いで、その、リサイクル法が出てくるとか、そこまでは意識はしてなかったと思うのですが、普通に適法になるというような認識で思っておったという状況でございます。特に道路法第24条申請も出ておったという中で、そのようなことを考えたのかと思いますが、違法に取り壊されるということは全く考えませんでした。そういう状況でございましたので、土木事務所内で情報を共有して無届けを防止するというような認識には至らなかったと、特に思いは至らなかったということでございます。

○井岡委員長 次に、この際、●●さんにお尋ねします。

ここ数年間でアスベストによる中皮腫で死亡する人が年間1,300人を突破し、またアスベストの影響が強く疑われる肺がんの死亡者はその2倍近くになっています。この数字は、ほぼ交通事故死と同じぐらいのレベルです。ご存じであったでしょうか。

また、昨年10月、直木賞作家の藤本義一さんが中皮腫で亡くなっています。お父様の死は阪神大震災と関係があると確信しますと、かかりつけの医師から聞かされたと娘さんが訴えています。西宮市に住居のあった藤本さんは復興支援活動に熱心に取り組み、震災児向けの施設を運営されていたといえます。広陵町のこの現場は小学校の通学路であり、より慎重な対応が求められたところでは。アスベストへの対応について、●●さん、あなたの素直な思いを述べてください。

○●●証人 アスベストによる死者と肺がんの死者の数が一緒というのは知りませんでした。それと、藤本義一さんが中皮腫でなくなられたというのは聞いた記憶がございます。

最後の、通学路の近くのアスベストの解体というところでございますが、森川県会議員から土木事務所に、解体工事があって近くの小学校、幼稚園の子どもが粉じんを吸ったと、

アスベストが心配だというご連絡をいただきました。それを受けまして、当時の土木事務所  
の建築課が現地確認、また書類確認等をした後、私は報告を受けました。報告の内容と  
いうのは、無届け事案であったということ、建物は既にないと、それと石綿スレートを手  
で外しておいておいたと、記憶してるのはこの3つぐらいでございますけれども、ただ、  
アスベストということがありましたので、非常に重要な問題だと思いました。

それで、対応方法については、本当にどうしていけばいいかというところもございまし  
たので、技術管理課、それと環境部局と連携を図りながら、本当に適切に対応すべきだと、  
そういう思いだったと思います。

○**井岡委員長** 次に、平成24年7月6日に、高田土木事務所はおくればせながら竣工届  
を受け取っておられますが、竣工検査をされたのでしょうか、お答えください。

○●●**証人** その当時は現職でございまして、高田土木事務所に在籍しておりませんので、  
その手続きはわかりません。ただ、先ほど申しましたように、後からそういうのが出てい  
なかったということを昨年度聞きましたので、それにつきましては、先ほど申しましたよ  
うに、指導監督が本当に徹底できていなかったということで深く反省しているところでご  
ざいます。

○**井岡委員長** 最後に、倉庫の解体工事、あるいは歩道の切り下げ工事に関して、県や町  
行政の内部の者、そのOB、政治家、そしてその他ほかのだれかから何らかの働きかけを  
受けたことはありませんか。

○●●**証人** 道路法第24条申請並びにその解体のことで、一切ございません。

○**井岡委員長** それでは、●●証人の質問を終わります。

皆様の委員からの補足質問は、●●証人の後でお願いをいたしたいと思います。

それでは、●●証人の証人尋問を始めさせていただきます。

まずはじめに、平成23年4月から平成24年3月の時点で、あなたは高田土木事務所  
の管理課長の地位にありましたね。

○●●**証人** はい。

○**井岡委員長** 次に、平成23年4月28日付で平野クレーン株式会社から高田土木事務  
所あてに申請のあった道路工事施工承認申請の取り扱い担当窓口は管理課であったと認識  
してよろしいですか。

○●●**証人** はい。

○**井岡委員長** 次に、当該の申請書類に添付されていた平成23年4月25日付の申請者

についての書面は記名も捺印もありませんが、だれの責任において発行されたものですか、また、なぜ必要だったのでしょうか。

○●●証人 今おっしゃった4月25日の書類については、当時としてどんなものがあったという記憶は、今というか、当時、定かではございません。

○井岡委員長 これはちなみに、88ページです。

次に、奈良土木事務所のホームページで、道路工事施工承認申請様式をダウンロードしました。施工承認工事の場合、管理課道路管理係で原則事前協議を行っていただくとあります。高田土木事務所のホームページではその記述はありませんが、同様の取り扱いをされているのではないのでしょうか。当該の案件で事前協議、相談はあったのでしょうか、あったとすれば、その内容を示してください。

○●●証人 事前協議というのか、事前の打ち合わせという、いきなり承認申請書を持ってきてというのではなくて、やはり事前にこういうことで相談ということは通常あると思います。で、本件についても恐らくあったと思いますが、私についてどうこう、事前打ち合わせとかしたというのはございません。

○井岡委員長 ●●証人、その打ち合わせの窓口の実際におられた担当者はだれですか、わかりますか。

○●●証人 実際には起案者でありますので、当時の●●主査が事前打ち合わせというのか、そういうのもったと思います。

○井岡委員長 次に、県には道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領というものがあることを最近知りました。

これ、新しいこの資料の137ページの(5)番です。その要綱の第6条第2、車両出入り口の承認基準で、車両の出入り口の承認基準は、乗り入れ幅は原則6メートル以内とすること。ただし、大型車両の出入りが予測される場合で、上記の基準により難しいときは、車両の軌跡図により決定すること。別図第1A型については12メートル、別図第1B型については8メートルを限度とすること、とあります。当該の案件では、この限度を超えて14メートルが承認されています。その経緯について説明してください。

○●●証人 当時の申請書についております車の軌跡で14メートルというふうに判断したと思います。

○井岡委員長 次に、また、同じ承認基準の中に、(7)民有地に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること、とあります。管理課の担当者を現場に出向かせて確認

させたのですか。

○●●証人 現場に事前に行かせたという記憶はございません。

○井岡委員長 ございません。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 次に、あなたは県の建設リサイクル法無届け事案に係る事務処理調査委員会の尋問を受けた際、壁が写真に写っているのに壁を取るものだという認識で決裁を回したと述べられていました。●●さん、あなたは申請書類に添付された位置図をごらんにならなかったのですか。切り下げ申請されている歩道と約100メートルに及んで隣接している倉庫が敷地内にありました、壁ではありません、なぜ見間違えたのでしょうか。

○●●証人 まず、写真を見て壁があるということで、位置図について確かに県道のところだというふうに認識したと思います。建物があるというふうなのは当時、認識、考えもつかなかったと思います。

○井岡委員長 次に、当該申請書の平野クレーン工業株式会社の担当者は、森田昌司建築空間設計、●●●●さんでしたね、●●さんは平成23年5月16日付で当該の申請が承認されている際の別紙条件である、これ、85ページですけれど、竣工のときは工事竣工届を工事写真等を添付し、その検査を受けることという時点まで責任を持って担当されたのですか、もしそうでないとしたらだれが着工届と竣工届を担当し、検査の立ち会いをしたのですか。

○●●証人 森田設計さんですか、その方が、その竣工検査とかのところまで責任を持ってというのはわかりません。

着手届、竣工届について、だれが責任というのも私ではわかりません。

○井岡委員長 この責任を持たれたのは、だれかわかりますか。

(「土木事務所」と呼ぶ者あり)

土木事務所の方で着工届と竣工届を担当されたのは、その検査を受けることも、着工から、着工、竣工届を担当し、検査の立ち会いをしたのは、責任を持っておられたのは、複数おられると思いますけれどもだれでしょうか。

○●●証人 この道路法第24条の取り扱いについては管理課の仕事でございますので、最終的には管理課長でございました私が責任あるということでございます。

○井岡委員長 平成24年7月6日に、高田土木事務所はおくればせながら竣工届を受け取っておられますが、竣工検査をされたのでしょうか。

○●●証人 1年おくれたの分でございますが、去年の6月の建設委員会のところで、この問題があるということを私、当職で知りまして、着手届、竣工届があるのかというのを今の高田土木事務所の方に確認したところ出ていないということがわかりましたので、それを出していただくということで、私の方から指示しました。竣工検査をそのときされたかどうかというのは定かではございません。

○井岡委員長 もう一度聞きますが、いつの建設委員会ですか。

○●●証人 去年の6月の建設委員会に、この分があるということを私知りまして、そこで着手届、竣工届というののちゃんと出ているかどうかというのを確認した次第でございます。

○井岡委員長 最後に、倉庫の解体工事及び、あるいは歩道の切り下げ工事に関して、県や町の行政側やそのOB、あるいは政治家やその他だれかから何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○●●証人 はい、ございません。

○井岡委員長 以上で私の質問を終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言をお願いします。

○山下副委員長 私の方からお尋ねします。

まず、●●さん、お願いします。

あなたは位置図をごらんになったと言われています。道路申請の切り下げの申請のときに、位置図が添付されておりました。位置図、すなわち道路と100メートル近く隣接するその場所に倉庫があった。明らかに位置図でわかります。位置図の中に、ここを間口とりたい、ここから道路に出たいという場所も明示されています。それさえ見れば、この道路の切り下げ申請というのは、まずは敷地内の敷地がどう変わっていくのか、どうあるべきなのかということが先行して、その条件によって道路の切り下げがある、すなわち中の解体整備が先行すべきであって、道路の切り下げ申請が先行するものでないというぐらいわからなかったですか、お答えください。

○●●証人 今の点でございますけれども、写真と、それと平面図で県道側に建物があるということは認識いたしました。先ほど申しましたように、そこの部分の歩道の切り下げ工事をする、それと申請車両がクレーン車等々ということ、それと申請者が平野クレーン工業株式会社であったということで、クレーンの置き場になるということで、そこの部分の、当然壊さないと入れませんので、道路法第24条申請だけではなく、その後に取り

壊しがあるんだろうなという、そういう認識でございました。

○山下副委員長 ●●さん、高田土木事務所には建築のパートと土木のパートがございませぬ。道路の方は土木のパートで担うわけでありませぬけれども、土木の関係者は、あるいはその事務を扱っているのは、管理課というのは技術屋ではなしに、いわゆる事務屋が担当している。そうすれば、今おっしゃった●●さんのような認識を彼らが持てない、持つことが非常に困難であるということは私らでも想像できるのですけれども、むしろ、これは一方は建築課、一方は管理課なんだと、この2つを結びつけるその発想を担うのは所長なり次長ではないでしょうか。だれかがするのではなしに、あなたがその時点で当然出るだろうと気づいておったことを、どうしてあなたなり次長なりが点検できないのでしょうか、それが不思議でなりません、教えてください。

○●●証人 道路法第24条の申請のときに建物が解体されるということがわかったということで、そのときは、先ほども申し上げましたけれども、次にこの部分が取り壊されるんだろうというぐあいに普通に思ったということで、違法で解体されるとか、そういうことを全く思いませんでしたので、その連携をしてそれを防ぐというような感じ、思いは全くなかったということでございます。

○山下副委員長 過日、平成25年1月18日に、奈良県通学路安全対策推進協議会が発足しています。私、この発足の知らせを担当者から受けて、何と白々しいことをおっしゃってるんだろうと。実はこの無届け解体と道路の整備を担当した業者が県の事情聴取の中で、学校との打ち合わせが全然なかったと。●●さん、たぶんあなたが在職中、12メートルを限度とする基準をこえて、間口14メートルの道路切り下げ申請というのは、これ1件しかなかったのではないですか、どうですか、覚えありますか。

○●●証人 在職当時に、ほか、同じ広さのものがあつたかどうかのはっきりした記憶はないですけれども、これだけだったように思います。ほかはちょっと覚えておりませぬ。

○山下副委員長 もう1点、1,400平方メートルを超える大きな建物の解体ということも極めて珍しいことではなかったでしょうか。

○●●証人 確かにほかにそのような事例は、私の記憶ではございませぬ。かなり大規模な解体だったと思います。

○山下副委員長 ●●さん、極めて大きな建物の解体と、そして極めて広い間口の切り下げ申請について、実は今、この場で証言していただいたように、高田土木事務所は申請が出た段階で職員のだれもが現場へ足を運んでいない。これ、確認できますね、当時の所長

として、どうですか。

○●●証人 道路法第24条の申請をおろすときに現場を確認していないというのは、県の調査委員会のときに知りました。それまでは出て行っていないと、特にこういう大きな現場の確認もしていないということは全く思っておりませんでした。一番最初に申し上げましたように、12項目ですか、その項目の確認等につきましては担当課の管理課で事務処理をしていただいていると思っております。当然その中では現場の確認等に行っただと思われている中で、そのことを全くしていなかったということでございます。これは本当に指導監督が徹底できていなかったと思っております。

○山下副委員長 ●●さんにお尋ねします。

届けが出たときに書類審査だけで現場へだれも行っていない、これはあなたのサイドでも事実ですね。

○●●証人 この件につきまして、現場に行ったというふうなことはないです。

○山下副委員長 ずばりお尋ねするのですけれども、実は6月の建設委員会で着手届と竣工届について確認求めたのは私です。実は今時点で明らかになっていることは、竣工届をあくる年、平成23年にあなたの指示によって高田土木事務所が動いて1年おくれで着手届、竣工届が出されています。

(「24年です」と呼ぶ者あり)

平成24年に出されています。そしてこの我々がまとめている資料の中にもあります、ただし、竣工届の受付印がないのです、着手届の受付印はあるのです。竣工届の受付印がないというのは、そういう任務を担ってきた●●さんから見てもどういうことを意味するのですか。

○●●証人 恐らく同じ日に出されたということで、着手届の方には印を押していますが、次の方には印を押していないのではないかなと、これは推測ですけれども、思われます。

○山下副委員長 ●●さん、実は私らの見方は、検査ができていないのではないかと思っているのですよ、検査ができていないから受付印も押していないのではないかというふうに思っています。これはおいおい、また別の証人等々、あるいは参考人の出廷を求めて明らかになってくると思うのですけれども、実際に竣工と当初の図面との間に違いが明確にあるということも我々は発見しています。その辺の責任はどこにあるのでしょうか。

○●●証人 竣工検査というのは、当然今おっしゃったように、承認を出すときにつけておる条件ですので、当時の私が管理課の課長をしておりましたので、やはりその辺やれな

かったというのは、私にも責任があると思います。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○高柳委員 いろいろな届け出の許認可で届け出、竣工届とか出ているのですが、総数は、言われなかったのですけれども、今回出てきた資料の中である程度、道路法第24条申請でもこれだけの数があるということがわかりました。そうなのですが、その一つ一つの、着工届と竣工届の検査っていうのは行われているのかいないのか、この件だけが行われていなかったのか、すべてやっていないのかっていうのを改めて、前の調査委員会の中でも、そういうずっと追っていく台帳がないのかっていう表現でしたけれども、課長としてそういうことが起きたことの中で、今の実態を教えてください。ほとんどやられていないのか、全くやられていないのか、その辺のところを教えてください。着工届、竣工届、竣工検査含めての話。

○●●証人 当時の状況でございますが、着手届、竣工届というのは、出たもの、提出されたものについては管理課の課内だけでの回覧ということで出しておきまして、どこが出ていないという、そこまでのチェックというのはできておりませんでした。

竣工検査についても、恐らくほとんどできていなかったと思われまして。ここは私が竣工検査行ったとか、そういうのがないのでわかりませんが、恐らくそうだったと思います。申しわけないと思います。

○高柳委員 恐らくじゃなしに、これすごく大事な話なんで、そういうふうな手続をやるもんだというふうになってるのが、その管理体制も含めて、私は行ってないんですけども、職員が行ってたんじゃないに、私が管理監督せなだめなんですやんか。だからそのところで、竣工検査もやってないちゅうことがやっぱり事実なのですか。

○●●証人 職員の予定表とかそういったのでも、明示とかそういうのはあるんですけど、きょう竣工検査というようなのは見た記憶がないので、恐らくできていないと思います。

○井岡委員長 よろしいですか。

ほかにご質問はございませんか。

○太田委員 所長さんに1点お尋ねいたします。

建設リサイクル法による届け出書というものが平成23年5月16日付で提出されたということになっているのですけれども、この前の説明の中では、2回目の事情聴取のときにこれが提出されたというふうな報告を受けているのですけれども、実際にこの建設リサ

イクル法による届け出書というのが所長のところに渡ったのはいつのころのことなのかということがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

○●●証人 広陵町のそこの解体につきましては、建設リサイクル法の届け出は出ておりません。私は見ておりません。

○井岡委員長 リサイクル法については、次の担当者の…、はい。ほかによろしいですか。

○太田委員 はい。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で両証人に対する質問は終了しました。

両証人には、長時間ありがとうございました。ご退席して結構でございます。どうもありがとうございました。

(●●証人、●●証人退席)

それでは、次、2時45分に証人を求めておりますので、しばらく休憩します。再開は午後2時45分といたします。

14:18分 休憩

14:59分 再開

○井岡委員長 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

証人、平野クレーン工業株式会社の担当者の入室を認めます。

(●●証人着席)

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のためにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げますとともに、調査のためにご協力くださいますようお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらと親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項、またはこれらの者の名誉を害するべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、

弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が職務上知った事実であって、黙秘するべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときには、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めによりまして、証人の宣誓を求めます。

報道関係者の皆様に申し上げますが、写真撮影はここまででありますのでよろしく願います。

それでは、全員ご起立をお願いします。傍聴の方もお願いします。

(全員起立)

●●●●さん、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○●●証人 おくれて申しわけございませんでした。

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成25年2月19日。証人、平野クレーン工業、●●●●。

○井岡委員長 ご着席願います。

(全員着席)

それでは、証人は、宣誓書に署名捺印をお願いいたしたいと思います。

それでは、これより証言を求めることとなりますが、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際には、その都度、委



震災児向けの施設を運営されていたということです。●●さん、ご存じだったでしょうか。

○●●証人 まず、藤本さんの件は私もニュース等で存じております。ただ、そのアスベストに関してのその死亡者数とか、そのあたりの数字につきましては、実際に私の身の回りでそういうことがないこともありますし、そういうアスベストに関連したことがなかったものですから、詳しくは存じておりません。

○井岡委員長 はい、結構です。

次に、平成24年7月6日に、県が実施した建設リサイクル法違反・無届け解体工事についての貴社への事情聴取がありました。●●代表の代理として●●さんが述べておられた諸点に関して、関係者の間で話が違う諸点について等、改めて確認したいと思います。

まず1つ目、平成24年7月6日、高田土木事務所で行われた広陵町百済における建設リサイクル法の無届け解体工事についての県の事情聴取の始まる前に、代理人として出席された●●さんは次のようなことを述べておられます。

本日の呼び出し、事情聴取のことですけれども、平野クレーン工業株式会社としては寝耳に水の話だ、株式会社山崎産業にそのことでクレームを言ったところ、すべて株式会社山崎産業に責任があると言ってもらって結構ですと発言されておりますが、この発言の趣旨がわかりません。説明をしてください、お願いします。

○●●証人 まず、その建設リサイクル法ということをまず私どもが知らなかったということもありますけれども、その届け出、私が申し上げた趣旨としましては、解体を株式会社山崎産業に発注をしました。それについて、株式会社山崎産業としてはそういう解体工事をなりわいにしている関係もありますので、当然そのあたりは知っているということもありまして、1週間前までにそういう事業主が届け出るということをなぜ言わなかったのかということも含めて、そういう趣旨の発言をしたということでございます。

○井岡委員長 次に、●●さんは、解体工事が一括発注、歩道の切り下げは別途工事であると述べられております。しかし、他日の事情聴取で、株式会社山崎産業の方はすべて一括発注と言っておりました。どちらが正しいのですか。

○●●証人 非常に難しいものであるのですけれども、まずは解体工事を発注をいたしました。それについて、歩道の切り下げについては本来当初、別途設計事務所さんをお願いをしておりまして、見積もりもそこからとっておりましたけれども、解体が進む中で、その株式会社山崎産業が一括でやった方が全体の工事金額が安くなるということから、途中でそれを追加をしてということになっております。ですから本来、解体が進んでいる中で

は別であったというふうに認識をしております。

○**井岡委員長** 次に、歩道の切り下げに係る道路法第24条、証人申請は、森田昌司建築空間設計、●●●●さんが担当者でありました。●●さんはどの段階まで担当されたのですか。

○●●証人 設計から申請をしていただきました。それで、工事の途中で、当初わからなかった配管などが出てきたこともありましたので、そのときには森田設計事務所さんに見ていただく、助言をいただく等のことがあったというふうに認識をしておりますけれども、それぐらいまでだったというふうに思っております。

○**井岡委員長** ということは、歩道の設計をされて申請をされたのは●●さんで、工事完了までを●●さんが担当されておられたのか、それとも工事の途中でおりられたのか、わかりますか。

○●●証人 済みません。その設計事務所さんの担当というのが、ちょっと済みません、どういう、意味合いがよくわからないのですけども、ただ、設計をしていただいて申請までしていただいていますので、その途中で何か予期せぬことがあったときには相談をするというようなぐらいの気持ちでして、工事自体には直接はかかわっておられなかったというふうに思っております。ですから、担当としては設計と申請までなのかなというふうには思っております。

○**井岡委員長** 済みません。設計の申請をされて、そこから着手届を出されているか出されていないのかというのまではわかりませんか。工事をするのに着手届ってというのが必要ですけれども、それを出されているか出されていないのかわかりますか。

○●●証人 着手届を出されているかどうか、済みません、私認識していませんけれども、終わってかなりしてからだったと思うのですけども、その完了をしたときに届けを出すものなんですかね、それについて森田設計事務所さんからそういうのが出ていないというような趣旨のご連絡をいただきましたんで、株式会社山崎産業に連絡を入れまして、そういうものを出さないといけならしいので早急に対処してくれということがあったというふうに記憶しております。1年ちょっと前だったと思います。

○**井岡委員長** ということは、平成24年、去年ですか。

○●●証人 24年だったというふうに思います。

○**井岡委員長** 次に、御社は当該の土地と建物をともに購入され、平成23年5月19日付で所有権移転登記をされていますが、いつこの土地・建物の売買を契約されて、どなた

から購入されたのですか。また、その取引の中で仲介業者はいたのでしょうか。

○●●証人 済みません、正確な日にちというのはちょっとわからないのですが、5月ごろだったと思います。購入は平野クレーン工業株式会社、売り主さんは●さんという方ですね、●●●さんです。それから、仲介業者さんは乾ホームさんだったと記憶しております。

○井岡委員長 乾ホームさんというのは、広陵町の馬見にある乾ホームさんですかね。乾不動産と乾ホームというのが広陵町に存在しますけれども、それはわかりますか。

○●●証人 恐らく広陵町であったことはそうだったと思うのですが、馬見ですか、馬見かどうかというのは、ちょっと名刺が今手元にございませんで、済みません。

○井岡委員長 乾ホームというのは間違いない。

○●●証人 間違いないと思います。

○井岡委員長 はい。

また、土地建物の売買については、宅地建物取引業の定めに従って、当該土地建物の契約を行うまでに重要事項の説明が必要になりますが、説明を受けられましたか、まず。

○●●証人 済みません、手元に重要事項説明書というものはありますけれども、説明を受けたかどうかで聞かれると、ちょっと記憶しておりません。

○井岡委員長 その際の宅地建物取引主任者はだれだったと記憶しておられますか。また、石綿の使用の有無の調査の存否及びアスベストが含まれるであろうと告知されましたか。

○●●証人 主任者というのは、恐らく乾ホームの社長さんであったというふうに記憶しております。ただ、そのアスベストについては、私も含めて、当時一緒に担当しておりました役員も、ほかの者も説明を受けた記憶はございません。

○井岡委員長 さらに建物に関して、この物件は市街化調整区域であるため、市街化調整区域というのは基本的に建物が建てられないという地域であります。そのときに例外的に建築が可能となる場合の法令の内容や、建築確認申請との整合性についての説明はありましたか。

○●●証人 それについての説明はなかったと思います。

○井岡委員長 この件に関しまして、土地建物の契約書並びに重要事項説明書の提出をお願いしたいと思います。後日で結構でございます。

次ですけれど、また、平野クレーン工業株式会社が確認している解体建物は床面積が1,466平方メートルの鉄骨平屋の倉庫1棟だけで、ほかの2棟については所有権移転まで

に除却することになっていたと述べられました。この点で、解体工事を受注した株式会社山崎産業が御社あてに発行した見積書や県の事情聴取では3棟だったと答えておられますことと違っていています。本当のことを教えてください。

○●●証人 解体は2棟だったと思うのですが、1棟であるというのは私はそう答えたということになっているのですか。

○井岡委員長 はい。

○●●証人 2棟と物置ですね、だったというふうに記憶しております。

○井岡委員長 ということは、その2棟及びもう1棟の物置は、3棟とも平野クレーン工業株式会社が建物を解体して発注されたということでしょうか。

○●●証人 ええ、そう認識しております。

○井岡委員長 次に、口頭・見積書での契約とのことですが、平成23年5月26日付の見積書が最終の合意、すなわち口頭契約日と理解して差し支えありませんか。または、社長決裁としての6月中旬、もしくは注文書を発行した平成23年6月20日なのでしょうか。

○●●証人 済みません、それについても日にち等は手元に何も今持っておりませんのでわかりません。

○井岡委員長 先ほどの土地売買契約書も重要事項説明書も提出していただきたいと思いますが、今回のこの、さっきの解体工事の件について、これ重要なことなんで、後日また調べてお願いをしたいと思います。

(「契約日」と呼ぶ者あり)

契約日を。

次に、建設リサイクル法に基づく事前説明が一切なく、特定建設資材廃棄物の再資源化等について報告もなかったということですが、この法は受注者より発注者の責任を重んじています。国土交通大臣許可業者としてどのようにお考えですか。

○●●証人 そういうリサイクル法、事業主が1週間前までに届け出をするということを知らなかったということがまず一つありまして、それについて、本来であれば株式会社山崎産業にどうこう言う問題でもないのかもしれないんですけども、そういう説明があってもよかったのではないかとというのが私どもの一つのとらえ方でありまして、知らなかったこととはいえ、実際にはそういう届け出をしていませんでしたので、それについて始末書を提出して注意書を受け取りをしたということがございます。

○井岡委員長 次に、スレートがアスベスト含有材料、資材だと知っていたと述べられています。上司から聞いたとのことですが、上司とはだれですか。また、その方は今回の工事に関してどのような責任の立場におられたのですか。

○●●証人 済みません、最初聞き取れませんでした。もう一度お願いします。

○井岡委員長 スレートはアスベストが入っている資材だと知っていたと述べられております。上司から聞いたということですが、上司とはだれでしょうかということですか。

○●●証人 知っていたということはないと思うのですが、それを知ったというのが、実際に高田土木事務所に呼ばれて、そのあたりをお話したときに知りましたので、それを上司に言ったら、年代にもよるけれども、入っている場合もあるということは上司から聞いたということですか。その上司というのは、解体と一緒に担当してました●という者でございます。

○井岡委員長 その立場は。

○●●証人 業務部長になります。

○井岡委員長 次に、平成23年7月20日に実施された株式会社山崎産業に対する県の事情聴取の際、株式会社山崎産業は建設リサイクル法に基づく23年5月16日付の届け出書を持参し、実は届け出るのを忘れていましたと弁明しています。その写しを示します。これは16ページでございます。示してください。この写しですけれども、この届け出書、少なくとも次の2点で覚えがありますか。1、発注者の氏名欄、上から2行目か3行、発注者または……。

(「●●」と呼ぶ者あり)

●●●●だったかな、名前は。のところで、それと、もう一つは、ずっと下の方へいった3番のところに、元請業者から法12条第1項の規定により説明を受けた年月日、平成23年5月16日で3番でございますけれども、これについて覚えがありますか、この書類と、この2点の件。

○●●証人 これは説明は受けておりませんし、これはあれじゃないですか、後々提出してくださいよというもので作成したものだとは認識しております。問題が起きてからの話ではないのですか、と認識しておるのですけれども。済みません、質問の意味が。

○井岡委員長 まず、この届け出書はご存じですか。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 出されたときは問題が出た後ですか。

○●●証人 これは私、済みません、恐らく見た記憶がないですけれども。

○井岡委員長 この書類は見たことがない。

○●●証人 はい。

○井岡委員長 はい。

実は、これが平成23年7月20日に県の事情聴取の2回目のときに株式会社山崎産業が持ってこられたものなのですけれども、全くご存じないということによろしいですね、この書面については。

○●●証人 ないと思うのですけど。

○井岡委員長 わかりました。

次に、平成24年7月6日の貴社に対する県の事情聴取で●●さんは、小学校へは5月中旬ごろに説明会を行った。通学路に対する説明で、ガードマン配置等を説明したと述べられています。間違いないでしょうか。

○●●証人 何に対する。

○井岡委員長 小学校。

○●●証人 はい、説明に行きました。PTAの方も来られていまして説明をしましたが、ガードマンというのは何に対して……。

○井岡委員長 通学路に対する説明で、ガードマン配置等を説明したと述べています。

○●●証人 時間等の説明をさせていただいたのと、場合によってはガードマンという話もしたかもしれませんが、置くということは恐らく…

○井岡委員長 それはいつごろですか。5月中旬ごろに説明会を行ったと書いてあります。平成23年の5月中旬頃に説明会を行ったと言われておりますが、それによろしいですか。

○●●証人 そういう時分だったと思います。

○井岡委員長 はい。次に、平成24年7月13日の県の株式会社山崎産業に対する事情聴取で、株式会社山崎産業は発注者である平野クレーン工業株式会社より6月末までに完了するようと言われていたと発言していますが、なぜその期限を切ったのですか。

○●●証人 期限は恐らく、それまで借りておりました王寺町の方のヤードを6月末日で返還することが決まっておりましたので、多分それに間に合うようにという意味だったと思います。ただし、当初もともとあった出入り口から若干の出入りができましたので、そんなに必ずというような意味合いで言ったのではないというふうに認識しております。

○井岡委員長 最後に、倉庫の解体工事や歩道の切り下げ工事について、県や町の行政側

やそのOB、あるいは政治家、その他だれかに何か働きかけをされたことはありませんか。

○●●証人 はい、それはないと確信しております。

○井岡委員長 以上で私からの質問は終わりますけども、先ほど答弁がちょっとあいまいな点がございましたので、後日また、こちらの方から問い合わせをさせていただきますのでご返事をいただきたいと思っております。

以上で私からの質問を終わりますが、次に、各委員から補足質問がありましたらご発言をお願いします。

○山下副委員長 私の方から数点お尋ねします。

先ほどスレートのことで知っておったかどうかということ再度問わせていただいたときに、この無届け解体の件で高田土木事務所へ呼ばれてそのときに聞いたのだと、それはいつごろですか。

○●●証人 済みません、長くこの問題をやっておりまして、いつごろかというのが本当にわからないのですけれども、高田土木事務所の方に問い合わせいただきましたら届け出がないですよっていうお話があったときに、その話を聞いたというふうに記憶しております。済みません、ちょっと日にちについては詳しくは。

○山下副委員長 少なくとも平成23年でございますね。

○●●証人 はい、だったと思います。

○山下副委員長 2つ目。次に、先ほど書類を見てもらいました。届け出書なるもの。実際には届けは出されていないのです。これを出そうと思って忘れておったのだということで、株式会社山崎産業から2回目の事情聴取のときに持ち込まれた文書です。その中で特に見ていただきたかったのは、代表の●●さんのお名前のところに三文判みたいなのが押してあったですね、ほかの文書、平野クレーン工業株式会社がこの案件に関して出されている文書の中では、これは法人ですから、平野クレーン工業株式会社、その会社の印を押して代表●●となっているのですけども、これだけ三文判、●●個人でなっているのですけれども、そういう覚えはありますか。

○●●証人 ございません。その三文判を押すということは、私からすると社長にないしょでということになってしまいますので、そういうことはあり得ませんので記憶にございません。

○山下副委員長 同時に、先ほど見てもらいました、要するにこれまでの質問の中で、あなたは繰り返し、株式会社山崎産業からリサイクル法に基づく工事の1週間前までの届け

出なるものについて説明を受けたことがないとおっしゃっていましたよね。そういうことからいうと、平成23年5月16日に、同時に、要するに元請の株式会社山崎産業が発注者の平野クレーン工業株式会社さんに説明をした日にちとして書かれている5月16日も覚えがないわけですね。

○●●証人 はい、覚えはないのと、株式会社山崎産業からは届け出をしなかった、私どもに説明をしなかった理由としては、あれは一部壁を残してますので解体ではないという認識を株式会社山崎産業の方でしていたからだという説明を私どもは受けました。リフォームっていうのですか、壁をそのまま一部残しまして、入り口もつくってということですので、リフォームだという認識で私どもの届け出をしないといけないということを説明しなかったというふうに聞いております。

○山下副委員長 今証言をいただいたところは、それは非常に重要なところで、じゃあ、役所から届け出が出ていないですよと、本来届け出を出すべき主体は平野クレーン工業株式会社でございますから、平野クレーン工業株式会社に高田土木事務所から連絡があっ出ていないということを知った、あるいは、それは出さなければならないことであると知った、その時点まで株式会社山崎産業がおっしゃっておったような修繕、リサイクルだという認識でおられたわけですね。

○●●証人 いや、私どもがそういう認識でおったのではなくて、解体を担当した株式会社山崎産業に説明を求めたところ、そういう返答があったと、回答があったということでございます。当初、私どもは最初から株式会社山崎産業に対しては、私らはそういう法律があることも、特に1週間前に事業主が届け出を出すということに関して無知がありましたので、その説明を何でしなかったのかということを知りたいと求めていたのですけども、それに対しての回答が、いや、そのリサイクル法はあったのですけども、解体ではなくリフォームだという認識でおったので説明をしなかったのですというような返答をいただいております。非公式なんで確認してもらえないと思いますが、そういう返答でした。

○山下副委員長 ありがとうございます。それは今もって変わらないわけですね、株式会社山崎産業から平野クレーン工業株式会社に対するこの解体にかかわる無届けの問題についての見解は今もって変わっていないのですね。

○●●証人 その説明を受けたときには、株式会社山崎産業も当初はリフォームのつもりだったので届け出の説明をしなかったのですけども、高田土木事務所から指導を受けて、

いや、これはもう解体なのですよということを言われましたということで、これは届け出をしないといけないのだということを株式会社山崎産業から聞いております。それで、私どもも知らなかったこととはいえ、そういうことに違反をしているということですので、始末書ですかね、てんまつ書を提出したということでございます。

○山下副委員長 ありがとうございます。

次、済みません。委員の皆さん、22ページを見ていただきたいんですけども、その平成24年7月6日の事情聴取の中で●●さんは、今後のことを考えて解体工事については地元業者に発注を考えた、株式会社山崎産業については乾議員からの紹介であり、信用していたと述べておられます。この際の地元業者や乾県議という名前をお出しになって、やはりこの解体の発注について何を期待なさっていたのですか。地元業者や、あるいは乾県議会議員に何を期待されていたのですか。

○●●証人 いえ、期待ではなくて、紹介、議員の先生がご紹介くださるような業者さんですので、そういう届け出関係もちゃんとしっかりした、しっかりなさるところだというふうに信用していたという意味のことでございます。

地元業者というのは、特に株式会社山崎産業さんも地元業者だと僕は認識していますので、そういう発言が僕からあったのであれば、私自身もどういう趣旨なのかなっていうのはよくわからないのですけども、地元さんの方が勝手にわかるといたしますか、そういうことなのかなというふうに、ただ、その発言を、済みません、したことを余り覚えておりません。ただ、確かに乾議員に紹介してもらった業者なんで信用してましたということについては、私が発言したことははっきり覚えております。

○山下副委員長 ありがとうございます。以上です。

○井岡委員長 ほかにございせんか。

○高柳委員 委員の方、21ページですけれども、注文書が欲しいと言われて注文書を発行したというふうに言われています。株式会社山崎産業の方は注文書を欲しいということで、それを6月20日に発行したのだというふうに言われてます。今回、口頭契約で文書に書いた契約書がないのですよね。そういうことで、見積書とかっていうことの中に、本来契約の中で書かなあかん項目がないので、注文書の中でどういうことが書かれているのかということが知りたいです。ということで、改めて注文書の写しを出していただけますかということです。

○●●証人 注文書ですか。

○高柳委員 はい。

○●●証人 それに関しては、それ以外にも株式会社山崎産業さんと何度かのやりとりをしていますけれども、正式な注文書っていうのはうちからそういうのもございませんので、見積書の、たしか上を見積書をペンで消して注文書って書いてファクスを送り、いただいている見積もりをそういうふう書きかえて送ったのじゃないかというふうに認識しております。ですから私ども、決まった注文書というのを持っておりませんし、注文書というものがどういう内容を書くものなのかっていうのも正直余りわからないので、多分、株式会社山崎産業がもし注文書をもっているということであれば、見積書をタイトルを変えて送り返したのじゃないかというふうに思っております。

○高柳委員 僕は平野クレーン工業株式会社の●●さんのことを事情聴取した、そのまとめたのを見ながら言っているのです。●●さんが、県の担当者が言ってることに答える話で、21ページのところで、工事請負契約書はなく、口頭見積書での契約である、現場で協議をしながら細部を決定していった、後で注文書が欲しいと言われて注文書を発行した、その日付は平成23年6月20日ですとなっているのです。

今回の特徴は、注意処分も受けた中で、文書で契約をしていないということも理由の一つなんですよね。その中に、きちっと書かなあかんことが書かれていないっていうのが今回の百条委員会の大きな特徴なんです。どこかにそういう書かなければならないことが書いてあるのかどうなのかということ調べたいというふうに思っているのです、注文書の提示をお願いしたいということなのです。

○●●証人 先ほど私が言いましたとおり、恐らくその注文書というのはいいただいている見積書のタイトルを棒線で消して発注書みたいな形で送り返しているものだと認識しておりますけれども、恐らくそれは戻りましたらあると思いますので、株式会社山崎産業がもし当社から注文書を受けたのであれば、多分そういうものじゃないかなというふうに、こちらも確認をしてみたいというふうに思っております。

○高柳委員 もう一つ、この無届けのことを県の方から届けていませんよという話を聞いたのは、今までの、先ほどの説明では、平成23年のいつごろだったのかなというのをもう一度おっしゃっていただけませんか。何回も事あるごとに何でリフォームなんや、改修なんだというふうに聞いたというふうに言われてますので、それはいつごろであったのかなというふうに思って、もう一度確認したいと思います。

○●●証人 リフォームだと思って当社に説明をしなかったのだというのは、ここ最近の

話でございます。ただ、無届け、それは出さないといけないということを高田土木事務所の方から注意を受けたのは、平成23年中だったと思うのですが、済みません、それは高田土木事務所の方に確認をするわけにはいかないのでしょうか。ちょっと私、時間のあれがよく記憶がないです。

○高柳委員 以上です。

○浅川委員 今の高柳委員のお話を聞いていて思ったことではありますが、この株式会社山崎産業にいわゆる見積書が出て、それを注文書に変えたというお話でしたが、非常に簡単な契約だなというふうに思うのですね。通常企業である以上は、そういうような外注をするときには必ず合見積りをとるとか入札形式をとるとか、その値段の妥当性とかそういうものは当然考えるべきであって、普通そういうふうにすると思うのですが、そういうことはなさらなかったのでしょうか。

○●●証人 その解体の金額全体では、合見積りとかそういったものをとったわけでもないのですが、出てきた金額から大体もしかしたらこれぐらい引けるのじゃないか、まけてもらえるのじゃないかということはぶつけてみて、それを反応を見ながら値段を決めるといようなことをごさいますして、実際にその細かい項目を見ても、当社でそれをわかる者はいませんので、そういう見積書の細かいところまでは見ていないということです。全体の解体の規模をこれぐらいかなということで想像して、値段、値ごろをかけたという程度のことをごさいます。

○浅川委員 平野クレーン工業株式会社さんいわゆるそういう仕事をされていて、おたくがそうでしょ、注文され、あるいは指名されるというようなときには、相当やっぱゼネコンにしても何にしてもですよ、厳しく値段的にもいろいろな行政の、何というのかな、資格とかというのは当然調査しながら相当詰められると思うのですね。それが非常に軽微にされているという、通常その業界では本当に考えられないような、そういう中で僕は進められてしまったのじゃないかなという、そういう疑問を持つのですが、実際その値交渉についてもどれほどの値交渉をされたのか、もう一発決裁みたいな感じですよ、今のお話聞いていたらね。これはもう社長がみずからそういうふうにご判断されて、これでいいやと、例えばその森田設計事務所ですね、そこも入っているわけですし、そういうところの管理監督とかそういうものはなかったのかどうか、その辺のいきさつをもうちょっと僕は詳しく知りたいなという気がするのですが、どうでしょうか。

○●●証人 解体についても、森田設計事務所さんの方にはご相談といいますか、そのと

きそのときで簡単なご相談はしていたと思うのですけれども、実際に特に森田設計事務所さんの方には歩道の切り下げの方ですね、そちらの方で大分ご尽力をいただいていたので、あんまりそれ以上のことをこちらから申し上げたことはなかったと思います。

それと、確かに私どももクレーンといっても建設業ですので、委員おっしゃられたみたいに、ちょっとやり方が安易ではないかということは確かにそうかなという気はするのですけれども、実際にはやり方としては7掛けとか6掛けとかいう形で一たんぶつけまして、それについて、いや、それは無理ですと、いや、じゃあこれにしてくれという、そういうやりとりでその都度、私どもは社長の方に、これぐらいでしたら何とかやってもらえそうですというような打ち合わせをしながらやっていたので、よそさんは合見積りなんかをとってやるのが普通なのかもしれないのですけれども、当初は最終的に頼むところ、お断りせなあかるところもありますので、なかなか今まで自分のところでそういう中のコンクリートをやったりとかいろいろな補修をしたりとかするとき、あんまり合見積りを、全くとらないわけじゃないのですけれども、そういうやり方を今までもしてきませんでしたので、そう言われて指摘されると、確かにちょっと会社としては甘いという気はしますけれども、そういうことでございます。

○井岡委員長 よろしいですか。

○浅川委員 はい、もうそれぐらいにしときます。

○井岡委員長 ほかに。

○大国委員 済みません。確認も含めてお聞きしたいと思いますが、先ほど委員長の方から総括的に小学校への通学路の工事に係る説明に5月中旬に行かれたという証言がございましたけれども、このときまでに、そのアスベストという存在というものが本当に知らなかったのかどうかっていうことを確認したいのと、もう一つは、あと、幼稚園、あるいはお隣の大きなおうちがございましてけれども、ご近所の方々への説明はされたのかどうか、されたのであればどういう内容の説明をされたのかということを知りたいと思います。

○●●証人 まず、私、小学校の方にPTAの方を集められまして説明に行ったのが、正直その解体のことについてお話ししたかどうかというのがっていうよりは、当社の車両が相当大きな長いものになりますので、その朝の出入りとか、そのあたりを、ちゃんとミラーをつけますということとか、回転灯をつけて車両の出入りを促しますとかいうことですね、それと、通学にかかる時間帯の車両の出入りを極力いたしませんとか、そういったことがメインの趣旨でございまして、あともう1人説明と一緒にいった者がいますので

確認しますけれども、解体の話とかそのあたり、当然アスベストについては私、そのときは全く知りませんので、それを説明したっていうことはございません。解体についての説明をしたかどうか、もう1人の方に確認すればわかると思うのですが、ちょっと私は、主に出入りの、それとか騒音の問題をお話ししたというふうに記憶しております。

(「そのほかに説明に行かれたのか、自治会、幼稚園とか」と呼ぶ者あり)

○●●証人 いや、小学校に、校長先生とPTAの方と。

○大国委員 なぜ小学校だけ行かれたんでしょうか。

○●●証人 済みません、特に、落ち度といえば落ち度ですが、全然気が回らなかったといえますか、たしかその小学校がすぐ近くなので、その通学もありますので、ちょっと小学校にあいさつには行っという方がいというのは社内的に出たお話でして、そのとおりにしてしまったということで、その周りの近隣の方のところにご説明、ごあいさつとか、幼稚園ですか、そちらの方はたしかひっついておられたので、校長先生がおられたので一緒なのかなという感覚も持っていたことは否めないかなというふうに思っております。

○井岡委員長 済みません、今の点についてですけれども、町教委、町の教育委員会からは説明に行った日は6月10日と言われております。それでよろしいですか、どうですか、再確認します。その今の小学校に説明に行った日は、広陵町の教育委員会から6月10日に行ったという報告をされておられますけれども。

○●●証人 そういうことでしたら間違いないと思います。こちらの方で正確な日にちを把握しておりませんので、記憶しておりません。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 先ほどの小学校での説明会のいきさつなのですけれども、これは平野クレーン工業株式会社さんの方から小学校にあいさつに行ったのか、それとも小学校の方から説明に来てくださと言われて促されて行ったのか、どちらだったですか。

○●●証人 確かにそういう説明に来てくださいっていうようなことが保護者さんからあったというふうに記憶しているのですが、確かにその時点では近くに小学校もありますし、朝通学している方も見えていますので行かなあかなというようなことは社内でも話してましたので、ちょっと記憶がごっちゃになってますけれども、確かにそういうのは保護者さんからあったというふうに記憶しております。

○太田委員 その保護者の方からのお話というのは、そのクレーンの車両の出入りのことだったのか、そのアスベストの問題も今回上がっていますけれども、主にどのような趣旨

で平野クレーン工業株式会社さんに小学校で説明してほしいという依頼があったのか、そのことについてお伺いします。

○●●証人 アスベストについては何のあれもご意見もございませんでしたし、こちらからも説明をしてはいないと思います。主に出入りと騒音だったというふうに記憶しております。

○井岡委員長 済みません、その保護者からの意見があったというのは、直接ありましたか、それとも小学校を經由して、教育委員会を經由して。

○●●証人 私、現地に常駐しておりませんので直接じゃないのですが、朝行き来しておられるときに、立ち話っていうわけでもないのですが、何かそういう話があったというふうに記憶しております。別の者がそういうふうに聞いたということですね。教育委員会……。

○井岡委員長 いやいや、小学校から要請されたとか、PTAから直接要請されたとか、説明会開けということはないわけですね。

○●●証人 いや、あったと思います。あったかな、済みません、ちょっとそれも確認して。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

今回の質問に対しまして、以前に調査委員会で答弁された内容と食い違っているところが数点ございますので、さっきの問題も含めまして、もう一遍整理をして文書でお尋ねをしたいと思っております。

そして、提出を求められましたこの土地の売買契約書及び重要事項説明書、そして並びに注文書に関するものに関して提出をお願いしたいと思いますが。

○●●証人 今のはこれに書いてもよろしいのでしょうか、それとも書類、こういうものを提出してくださいという書類をいただけるのでしょうか。

○井岡委員長 後日またお知らせいたします。(発言する者あり) 契約人の確定は土地売買契約書でわかるので。(発言する者あり)

工事の契約書というのはあれですね、注文書の日でよろしいのですか、契約書と別にございますか。

○●●証人 ございません。解体工事ですか。

○井岡委員長 はい。

○●●証人 ございません。

○井岡委員長 そうであれば、見積書を消した注文書があればお願いしたいと思います。それは514万2,800円全部の金額でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○●●証人 はい、それで結構です。

○井岡委員長 今回290何万円の見積もりしか手に入っておりませんので、すべての514万2,800円の金額のを。というのは、歩道の切り下げは、この290何万円のところには入っておりませんので、それとか報告書の中には、平野クレーン工業株式会社さんから正式な報告書の中でも解体工事には工事の名称が入ってますけども、歩道の切り下げには入ってないのです。けれど、株式会社山崎産業には解体工事及び歩道の切り下げとかってなっておりますので、また整理して文書でお知らせしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、何かございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、以上で証人に対する質問は終了いたしました。

証人には、長時間ありがとうございました。ご退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

○●●証人 ありがとうございます。

(●●証人退席)

○井岡委員長 次に、今後の調査の進め方についてですけれども、次回の証人への事情聴取について、次の点についてご検討いただきたいと思います。

まず、建設リサイクル法に基づく届け出事項の説明義務者であり、かつ、解体作業を請け負った株式会社山崎産業の代表者と同社監理技術者を、そして次に、建設リサイクル法に基づく届け出の提出窓口である高田土木事務所の建築課長を証人として本委員会に出頭を求めることが適当と考えますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

また、証言を求める事項については、ただいまから資料をお配りいたしますので、お目通し願います。

それでは、出頭を求める証人と証言を求める事項についてご意見をお願いしたいと思いますけれども、ご意見、これでごございませんか。

なければ、先ほど申し上げました方を証人として出頭を求めることとし、また、証言を

求める事項については、お手元に配付しましたとおりと、先ほどの事項を追加することでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議長に証人出頭要求書を提出させていただきます。

なお、次回の証人への事情聴取におきましても、はじめに委員長から取りまとめて質問し、その後、各委員から補足質問を行っていただくことといたします。

また、証人への質問時間ですが、それぞれ1時間程度、委員の補足時間は1人5分程度で行いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、証言の際のメモ、資料を見ながらの証言についても、原則として許可しないことといたしますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、弁護士等の補佐人の同席については、当日お諮りすることといたします。

その他の事項に入ります。何かございませんでしょうか。

なければ、次回の開催ですけれども、まず、本日の証人尋問の整理のため、2月定例会中の3月21日午前10時から開催したいと思っております。また、本日決定していただきました証人尋問を3月下旬から4月上旬を予定しますが、証人の都合もありますので、調整次第にお知らせすることであわせてよろしいでしょうか。

(「時間をもっと凝縮して早くしてください。長々とな」と呼ぶ者あり)

証人の都合もあります。今回もなかなか返答が遅いということもございましたので、議会議中もあり、議会の定例中に1回整理をして……

(発言する者あり)

証人尋問を3月下旬から4月上旬にしたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

その後また、議会閉会後になりますので、また進んでやりたいと思っております。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにします。

これで本日の委員会を終わります。